

財務省告示第二百三十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十年七月八日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十年八月七日

財務大臣 伊吹文明

一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第二百九十四回）

二 発行の根拠 平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律（平成二十年法律第二十四号）第二条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項

三 振替法の適用等 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とする。

六

イ

発

入札発行額
入札発行額
入札発行額

口

八

二

争非者特国行争非者特国
入価・別債 入札格第参市 入札格第参市
札格第参市 札格第参市
発競 加場 発競 加場
札非
発競
行争
入

でた条特
千利第別
八百付一
九国項計
億債の規
円につ定
いて基
、づき第
額発四
面行十
金行十
額し六

でた条特
千利第別
七百付一
六国項計
十債の規
億につ定
いて基
、づき第
額発四
面行十
額し六

でた条特
五百付一
十九国項計
億債の規
五につ定
百万いて
、づき第
額発四
面行十
額し六

でた条特
五百付一
十九国項計
億債の規
五につ定
百万いて
、づき第
額発四
面行十
額し六

でた条特
八百付一
億債の規
四につ定
百五十五
万にいて
、づき第
額発四
面行十
額し六

利付国債に
ついては、
額面金額
た

第一千九百
万、千四百
五十万

第七千九百
万、千四百
五十万

面金額で、
千四百五十
万

行六条第一
項に規定す
るに基き、
発行人は、
額面金額

十、六条第一
項に規定す
るに基き、
発行人は、
額面金額

円、額で、
二千億八千
六百四十万
円

金額で、
二千億八千
六百四十万
円

し、た利付
二国債に
ついては、
額面金額

二、第一条
項の規定に
基き、
発行人は、
額面金額

債の発行の
特別に
規定するに
基き、
発行人は、
額面金額

う、ち、平
成二十年
度における
公

円、額
面金額
で、一
兆七千
百五十
七億

			十 十			九 八		二			八			七				
口			イ 一			振 額		最			口			イ 払				
国 債 市 場	札 発 行 入	非 競 争 入	入 札 発 行	価 格 競 争	発 行 価 格	替 単 位	低 額 面 金	行 入 札 発 行	争 入 札 発 行	非 競 争 入 札 発 行	者 第 一 次 参 加	特 別 参 加	国 債 市 場	札 発 行 入	非 競 争 入	入 札 発 行	価 格 競 争	込 金 額
十 六 銭	額 百 円 に つ き 九 十 九 円 九	格 十 四 銭 以 上 の そ れ ぞ れ の 応 募 価	十 額 百 円 に つ き 九 十 九 円 八	平 成 二 十 年 七 月 八 日	す る 。 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 の 金	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	五 万 円					千 八 百 八 億 二 千 七 百 六 十 四 万 円				円 千 七 百 五 十 九 億 二 千 九 百 六 十 万	五 十 三 万 七 千 四 百 四 十 九 億 五 千 二 百 六

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別
込 利 発 競 加 場 び 札 格 第 参
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 加

(一) 年

一・七パーセント
は、募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加えて、次の式により算出した金額を第二号の規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{償還総額の総額} \times \frac{17}{100} \times \frac{18}{365}}$$

(二)

発行時において、その利に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額へただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税

十四 初期利子

の税率を乗じた金額を控除
することができ。平成二十
年十二月二十日を支払
期とし、次の算式により算出
した金額を支払う。ただし、支
払期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期利子

毎年六月二十日及び十二月二十
日を支払期とし、各支払期にお
いて、その日以前六月間に属す
る利子を支払う。

十六 償還金額
十七 償還金額
十八 元利支

平成三十年六月二十日
額面金額百円につき百円
日本銀行

十九 払入者
二十 払込期日

財務大臣から通知を受けた者
平成二十年七月八日